

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年11月27日
【会社名】	アルプス電気株式会社
【英訳名】	ALPS ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗山 年弘
【本店の所在の場所】	東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
【電話番号】	03(3726)1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画担当兼貿易管理担当兼管理本部長 氣賀 洋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区雪谷大塚町 1 番 7 号
【電話番号】	03(5499)8026 (直通)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画担当兼貿易管理担当兼管理本部長 氣賀 洋一郎
【縦覧に供する場所】	アルプス電気株式会社 関西支店 (大阪府吹田市泉町三丁目18番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年7月27日付の取締役会決議により、アルパイン株式会社（以下「アルパイン」といい、当社とアルパインを総称して「両社」といいます。）との間で、持株会社体制への移行を伴う経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うこと、並びに、本経営統合に伴い、当社を株式交換完全親会社、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）及び当社の完全子会社（以下「分割準備会社」といいます。）に対して当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施することを決定し、同日付で、アルパインとの間で本株式交換に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、分割準備会社との間で本吸収分割に関する基本合意書（以下「本吸収分割基本合意書」といいます。）をそれぞれ締結したため、平成29年7月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。また、当社は、平成29年12月22日付の取締役会決議により、吸収分割契約の締結時期を変更することを決定したため、平成29年12月25日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。その後、平成30年2月27日付の当社の取締役会において、本経営統合を加速し、本経営統合によるシナジー効果を着実に創出することを目的として、本吸収分割を中止し、本経営統合後の経営体制を純粋持株会社体制から事業持株会社体制に変更した上で、カンパニー制を導入すること（以下「本変更」といいます。）を決定いたしました。併せて、両社は、本株式交換契約について、平成30年2月27日付の両社の取締役会の決議に基づき、本変更に伴って必要となる変更を行うための株式交換契約の変更に関する覚書（以下「第1回株式交換契約変更覚書」といいます。）を締結したため、平成30年2月28日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。さらに、両社は、本株式交換契約について、平成30年7月27日付の両社の取締役会の決議に基づき、アルパインが、平成30年7月23日に実施したアルパインの取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権（名称：アルパイン株式会社 第5回新株予約権）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に伴って必要となる変更等を行うため、株式交換契約の変更に関する覚書（以下「第2回株式交換契約変更覚書」といいます。）を締結したため、平成30年7月31日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。なお、平成30年7月31日付臨時報告書は、平成29年7月28日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の内容を訂正したものでありますが、同臨時報告書の公衆縦覧期間が既に経過していたため、改めて臨時報告書を提出したものです。加えて、当社は、平成30年9月27日付の当社の取締役会の決議により、アルパインによる特別配当の実施に合意すること及び株式交換比率の見直しを行わないことを決定し、アルパインとの間で、特別配当の実施を合意いたしましたので、それに伴って必要となる変更等を行うため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成30年10月31日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

このたび、当社は、平成30年11月26日付の当社の取締役会の決議により、持株会社体制における将来の成長投資方針及び株主還元基本方針を含む経営方針を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- ・ 本経営統合の目的等
- (2) 本経営統合の概要及びスキーム
  - 本株式交換
  - 取締役の選任
  - 本経営統合後の資本政策
- ・ 本株式交換について
- (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
  - 本株式交換の方法

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_（下線）を付して表示しております。

・本経営統合の目的等

(2) 本経営統合の概要及びスキーム

本株式交換

(訂正前)

当社を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社は、アルパインの普通株式（以下「アルパイン普通株式」といいます。）を保有する株主（ただし、当社を除きます。）からその保有する全てのアルパイン普通株式を取得いたします。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成30年12月中旬開催予定の臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成31年1月1日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。詳細は「本株式交換について」をご参照ください。

(訂正後)

当社を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことにより、当社は、アルパインの普通株式（以下「アルパイン普通株式」といいます。）を保有する株主（ただし、当社を除きます。）からその保有する全てのアルパイン普通株式を取得いたします。本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成30年12月5日開催予定の臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成31年1月1日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。詳細は「本株式交換について」をご参照ください。

取締役の選任

(訂正前)

持株会社体制移行日における当社（持株会社体制移行日以降の商号は「アルプスアルパイン株式会社」）の取締役の数は12名（うち監査等委員である取締役の数は6名、監査等委員である取締役を含み社外取締役の数は5名）とし、当社の現在の代表取締役社長である栗山年弘氏を含む、持株会社体制移行日において取締役に就任する予定の取締役候補者は、以下のとおりであります。当該取締役候補者の選任の効力は、平成30年12月中旬に開催予定のアルパインの臨時株主総会において本株式交換について承認を受けた上で、本株式交換の効力が発生すること及び平成30年6月22日開催の当社の第85回定時株主総会により選任された取締役（監査等委員である取締役を含む。）の全員が辞任することが条件となります。なお、当該取締役候補者の選任に係る議案は当該第85回定時株主総会において承認されております。

（略）

(訂正後)

持株会社体制移行日における当社（持株会社体制移行日以降の商号は「アルプスアルパイン株式会社」）の取締役の数は12名（うち監査等委員である取締役の数は6名、監査等委員である取締役を含み社外取締役の数は5名）とし、当社の現在の代表取締役社長である栗山年弘氏を含む、持株会社体制移行日において取締役に就任する予定の取締役候補者は、以下のとおりであります。当該取締役候補者の選任の効力は、平成30年12月5日に開催予定のアルパインの臨時株主総会において本株式交換について承認を受けた上で、本株式交換の効力が発生すること及び平成30年6月22日開催の当社の第85回定時株主総会により選任された取締役（監査等委員である取締役を含む。）の全員が辞任することが条件となります。なお、当該取締役候補者の選任に係る議案は当該第85回定時株主総会において承認されております。

（略）

## 本経営統合後の資本政策

### (訂正前)

本経営統合にあたっての持株会社体制における事業活動を通じて得られた利益の配分については、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、株主の皆様への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、内部留保の3つのバランスを考慮して決定する方針を維持しつつ、国内格付A格を維持可能な健全な財務基盤の確保並びに中期経営計画における事業目標を定めた上で設定する当該中期経営計画期間中におけるROE及びROICの財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指します。さらに、本経営統合にあたっての事業環境認識及び本経営統合後の事業環境の変化の認識を踏まえ、持株会社体制における持続的成長を目指して競争力を強化するための経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めます。

そのうえで、本経営統合により当社の財務内容が現状より更に改善・向上することが想定される一方で、本株式交換に伴い当社普通株式の増加により一定程度の希薄化が生じる可能性があることも考慮した上で、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用することを基本方針とします。

上記持株会社体制における株主還元の基本方針に基づく具体的な株主還元施策の内容、方法及び実施タイミング等については、本経営統合後における将来の事業環境の変化を見据えつつ、持株会社体制に移行後速やかに、本経営統合後の取締役会にて検討を行い、決議及び公表を行う予定です。

### (訂正後)

本経営統合にあたっての持株会社体制における事業活動を通じて得られた利益の配分については、電子部品事業及び車載情報機器事業における連結業績をベースに、株主の皆様への利益還元、将来の事業展開や競争力強化のための研究開発や設備投資、内部留保の3つのバランスを考慮して決定する方針を維持しつつ、国内格付A格を維持可能な健全な財務基盤の確保並びに中期経営計画における事業目標を定めた上で設定する当該中期経営計画期間中におけるROE及びROICの財務目標水準を維持する資本政策の達成を目指します。さらに、本経営統合にあたっての事業環境認識及び本経営統合後の事業環境の変化の認識を踏まえ、持株会社体制における持続的成長を目指して競争力を強化するための経営資源の獲得及び確保並びに急激な経済危機や自然災害などの不測の事態に対応可能な財務状態の維持に努めます。

そのうえで、本経営統合により当社の財務内容が現状より更に改善・向上することが想定される一方で、本株式交換に伴い当社普通株式の増加により一定程度の希薄化が生じる可能性があることも考慮した上で、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策を積極的に採用することを基本方針としました。

かかる基本方針の決定後、当社は、当社の株主の皆様と本経営統合等に関して対話を進めていく中で様々な意見を頂戴しておりますが、これらの株主の皆様からのご意見も考慮し、統合推進委員会においてアルパインとも協議を行う中で、株主還元の基本方針に基づく株主還元施策の内容、方法及び実施タイミング等についての検討が進むとともに、当社が企図している本経営統合後の株主還元施策を含む経営方針を株主の皆様可能な限り具体的にお示しすることが、本経営統合の効果等について株主の皆様より正確な理解を得るために望ましいと考え、2018年11月26日付の取締役会において、次のとおり、持株会社体制における将来の成長投資方針及び株主還元基本方針を含む経営方針を決議いたしました。

当社は、2017年7月27日付「アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の経営統合に関するお知らせ（アルプス電気株式会社とアルパイン株式会社の株式交換契約の締結（簡易株式交換）並びにアルプス電気株式会社の会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更その他の定款の一部変更）」においてお知らせいたしましたとおり、本経営統合により、第4次産業革命の市場革新の環境のなかで電子部品事業と車載情報機器事業を中核にエレクトロニクスとコミュニケーションで人々の生活に貢献しつつけると共に、売上高1兆円企業グループに向けた持続的な価値創造型企業集団へと大きく転換して参ります。そのためには、(1)健全な財務基盤を確保したうえで、(2)持続的な成長への投資及び(3)資本効率の向上を両輪として企業価値の最大化及び持続的増大を追求していくことが重要であると考えております。

#### (1) 健全な財務基盤の確保

国内格付A格を維持可能な水準を確保し、2008年に起きたリーマンショックのような急激な経済危機や2011年の東日本大震災のような自然災害等の不測の事態が生じた場合であっても対応可能な健全な財務基盤を構築いたします。

#### (2) 持続的な成長への投資

持株会社体制における持続的成長を目指して競争力を強化するための経営資源を獲得及び確保する観点から、既存事業における持続的な収益確保への投資、新規事業の立ち上げへの投資、CASE領域（注）を中心とした顧客要求や顧客ニーズをとらえて必要となる機動的な投資（B to B市場において急変する顧客要求に対応するための投資、目まぐるしく変化する顧客ニーズを捉えた新製品・新事業開発への投資等）、非連続的な成長を獲得するためのM & A等への成長投資、収益体質改善のための構造改革関連投資等を実施していくこと

により、事業規模の拡大及び利益率の向上を実現し、企業価値の持続的成長を達成することを想定しており、本経営統合後の2019年度から2021年度の3年間に、合計2,000億円程度の投資を行っていくべく、第1次中期経営計画の策定を2019年1月以降速やかに着手する予定です。

(注) C A S E 領域とは、インターネットへの常時接続機能の搭載 (Connected)、自動運転 (Autonomous)、自動車シェアリングサービス (Shared & Services) 及びハイブリッド車やEV等の電動化 (Electric) をいいます。

### (3) 資本効率の向上

株主の皆様のリターン期待を常に上回り、企業価値の最大化を実現できるよう、ROE及びROICを中期経営計画で都度具体的に設定して参ります。まず、本経営統合後における最初の中期経営計画である第1次中期経営計画において、ROE10%以上を安定的に維持及び向上させる方針としますが、第2次中期経営計画以降もROE及びROICの更なる向上を志向して、適切な目標水準を設定していくことを想定しております。上記(2)「持続的な成長への投資」に記載のとおり、当社事業の競争力強化に依拠した成長戦略を主な施策として設定しつつ、2018年9月27日付「持株会社体制における株主還元の基本方針に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、余剰資本や財務余力の程度に応じて自己株式の取得等の株主還元施策も積極的に採用することで資本効率の向上を図って参ります。

本経営統合後の持株会社体制における株主還元の基本方針に基づくより具体的な株主還元施策の内容、方法、時期その他詳細については、本経営統合後の取締役会において決議及び公表を行う予定ですが、アルパインとの統合推進委員会における協議等を通じて、株主還元の基本方針に基づく株主還元施策の内容、方法及び実施タイミング等の検討が進み、また、株主の皆様が本経営統合の効果等をより正確に理解し、評価することができるよう、企図している本経営統合後の株主還元施策をより具体的に提示することが望ましいと判断しました。

そこで、本経営統合後の株主還元施策として、本経営統合後の2019年1月より2019年6月28日までに、当社普通株式につき400億円相当の自己株式取得を市場買付けにより実施することで、本株式交換に伴う当社普通株式数の増加による希薄化に対応し、本経営統合後の資本効率の向上を図る方針を当社取締役会にて決議いたしました<sup>1</sup>。なお、上記自己株式取得の決議につきましては、本経営統合後の2019年1月開催予定の取締役会にて速やかに実施の上、公表いたします。

また、本経営統合後の2019年度から2021年度までの3年間は、自動車市場の大変革をもたらす、特に重要な局面を迎える時期に当たります。そして、スマートフォン市場においては、成熟化が叫ばれる一方で、顧客毎の同市場の戦略には引き続き力強さがあり、他の製品市場と比較して今後も大きな収益機会の存在が想定されます。以上を踏まえ、この3年間に於いて、財務基盤の健全性の維持を図りつつ、企業の持続的成長を目的とした積極的な成長投資の実施を前提としたうえで、成長投資と資本効率の向上のバランスを、これら事業環境の変化に応じて機動的かつ柔軟に判断する必要があると考えております。

そこで、上記自己株式取得に加えて、本経営統合後において獲得した連結当期純利益を原資として、株主の皆様への配当及び自己株式取得から成る総還元につき、基本方針である上記の成長投資と資本効率の向上のバランスを確保しつつ、総還元性向として連結当期純利益の30%を確保することを原則とすることに加え、特にこの2019年度から2021年度までの3年間に於いては、総還元性向を50%とすることを決議いたしました。なお、上記成長投資及び株主還元の実施に関する具体的な施策の内容につきましては、本経営統合後の第1次中期経営計画期間中の取締役会にて順次決議の上、公表する予定です。

以上のとおり、当社は、持株会社体制においては、本経営統合後における事業環境の変化等を見据えつつ、従来以上に積極的な株主還元施策を継続的に採用することで、資本効率の向上及び資本コストの低減による企業価値及び株主価値の最大化を実現して参ります。

<sup>1</sup> 本株式交換についてアルパインの株主から買取請求が行われた場合には、当該金額に当該株主に対して2019年1月末までに支払うこととなる金額を含むものとします。

・本株式交換について

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

(訂正前)

当社を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、アルパイン普通株式を保有する株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成30年12月中旬開催予定のアルパインの臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成31年1月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

なお、本株式交換の効力発生については、本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可の取得等が条件となります。

(訂正後)

当社を株式交換完全親会社とし、アルパインを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、アルパイン普通株式を保有する株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）を割当て交付します。

本株式交換については、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、アルパインにおいては、平成30年12月5日開催予定のアルパインの臨時株主総会にて承認を受けた上で、平成31年1月1日を効力発生日として行うことを予定しております。

なお、本株式交換の効力発生については、本経営統合を行うにあたり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局による許認可の取得等が条件となります。

以 上